

各旅行業者 様

福岡県商工部観光局観光振興課長

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的な検討を行い、同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめています。

これを踏まえ下記のとおり通達等が一部改正されたため、観光庁長官より県内旅行業者に対し周知を図るよう依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

【主な改正内容】

- (1) 運送引受書の参考様式の改正

貸切バス事業者が算定した運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったため

- (2) 「平成24年6月29日付け観産第132号」の改正

○これまで「高速バス等を企画・実施する旅行業者」と定義されていたものについて、「貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者」に改正。

○貸切バス事業者から旅行業者に対し、運送の引受けに係る手数料等を支払う場合には、その額又は率を記載すること。

○運送引受書等の保存期間の変更。

- 2 「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について

【主な改正内容】

- (1) 貸切バスを利用する場合の事業者名を表示すること。
- (2) 事業者名が一つに特定できない場合は、限定的な記載方法により複数列記すること。
- (3) 旅行者に対して最終確定書面にて確定した貸切バス事業者の名称を通知すること。

詳細につきましては、別添資料及び福岡県ホームページの下記URLにてご確認ください。

()